

9月30日でまん延防止等重点措置が解除された場合は、県独自の「医療を守る行動強化期間」として、熊本市を中心とした対策を継続する。

- 期間は、熊本市の病床使用率がステージ2の水準（20%未満）に下がる見通しの10月14日(木)までとする。
- 時短要請の区域と対象施設は、熊本市全域の全ての飲食店とし、午後8時までの時短を要請する（認証店は通常営業も可）。

令和3年9月22日
対策本部会議資料

【熊本市の対策の比較】

赤字：変更する対策
青字：終了/緩和する対策

	まん延防止等重点措置 9月24日～9月30日	医療を守る行動強化期間 10月1日～10月14日
県外移動	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県外への不要不急の移動（※1）を控える (特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える) 	<p>緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県への不要不急の移動 （※1）を控える</p> <p>※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県 がなくなるため、県外移動の制限はなし。</p>
外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請（午後8時以降は徹底） 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請 外出時の感染防止対策を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請 外出時の感染防止対策を徹底する
会食	<ul style="list-style-type: none"> 4つのステップの遵守 等 	<ul style="list-style-type: none"> 4つのステップの遵守 等
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 <u>【認証店（※2）以外】（酒類提供・持ち込みの終日自粛）</u> <u>【認証店（※2）】（酒類提供・持ち込みは午後7時30分）</u> *9月24日から 飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛要請 「入場者の整理」「マスク着用の徹底」などの事業者への要請 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 <u>（酒類提供ラストオーダーは午後7時30分）</u> <u>【認証店（※2）】（通常営業も可（時短要請に応じた場合は協力金支給））</u> 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など）
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> 1000m超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする要請 1000m超の物品販売業を営む店舗に対する混雑を避けるための要請 1000m以下の施設は開館時間を午後9時までとする協力依頼 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン遵守の要請 テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン遵守の要請 テレワークの推進等の協力依頼 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼
イベント	<ul style="list-style-type: none"> 人数5,000人かつ収容率（大声無100%、有50%）以内とする要請 開催時間の短縮（午後9時まで）要請 県主催イベントの中止または延期 	<p><u>施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限・感染防止対策の徹底の要請（詳細は内閣官房事務連絡による）</u></p>
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設（図書館・美術館・装飾古墳館を除く）を基本的に休館 全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする 	
学校	<ul style="list-style-type: none"> 大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請 	<p><u>大学を含む学校に対し、地域の感染状況に応じて、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の検討を依頼</u></p> <p><u>部活動において対外活動の制限を依頼</u></p>

※1 … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

※2 … 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗は含まない）